

<世帯数配布>

交通当番（旗当番）基本マニュアル

交通当番（旗当番）の再確認をしよう

名古屋市立滝ノ水小学校 PTA
校外指導委員会

日頃は児童のために交通当番（旗当番）へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。旗当番の方法について、変更点もございますのでご確認をお願いいたします。

★4つのポイント★

□ 赤信号の時は児童と一緒に下がって待つ

赤信号で待つ時は、児童と一緒に建物側に並んで待ちます。



□ 車道に出ない ←R3年度より変更

旗のみ車道側に出します。
旗を持って横断歩道の真ん中まで出るのは危険です。



□ 車の方に向けて立つ（歩車分離の交差点は例外）

車の運転者とアイコンタクトできるように車側に体を向けて、横断する児童の右側に立ちます。
危険な車がある時に、真っ先に危険を察知できます。
車に背中を向けるのは危険です。
手を挙げて、車の運転者へ児童が横断することを意思表示します。
歩車分離の交差点では、車が動いていないことを確認してから、児童の方を向いて立ちます。



□ 点滅で止める

青の点滅信号・黄色信号になった時は、班がわかれてしまっても、すみやかに児童を止めてください（飛び出し防止になります）。



【 交通当番の方法 】

～児童とご自身の安全が最優先です～

- 交通当番には、下記のような役割があります。

大人が旗で車を止めるのではなく、

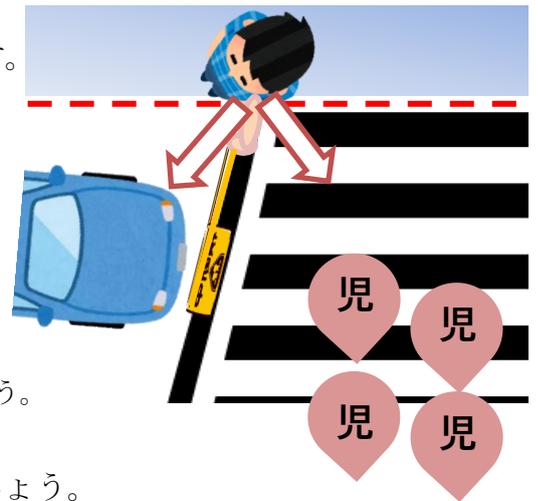
- ・ 青信号でも児童自身が止まって左右確認する
- ・ 児童が飛び出さないように声かけをする
- ・ 無理に交差点へ入ってきた車は止めず、児童を止める



- 市内で旗当番中、背後からの車に気づかず接触し、怪我をする事故も起きています。

立つ位置や向きに注意しましょう！

- ・ 旗を持って児童の進行方向に対して右側に立ちます。原則右側ですが、上旭 A は児童の左側に立ちます。また、滝ノ水 1 A、1 B 北、1 B 南は児童が横断歩道を渡り終える場所で児童の右側に立ちます。
- ・ 児童が横断中は、児童に背を向けながら、周りの車や自転車、横断する児童など前後左右を確認しましょう。ただし、歩車分離の交差点では、車が動いていない事を確認してから児童側を向いて立ちましょう。
- ・ 児童が横断した後、止まっていた車に感謝の気持ち（アイコンタクト・会釈）を示しましょう。



----- やってはいけないこと -----

- × 車道に出る
- × 急いで黄色信号を渡らせる
- × 車に背を向ける
- × 児童たちを呼び込む
- × 傘をさして立つ

【 注意事項 】

- ・ マスクを着用してください。
- ・ 交通当番中は、必ずタスキもしくは腕章を着用してください。
(事故遭遇時、未着用の際は保険が適用されない場合があります)
- ・ 雨天時は、レインコートを着用してください。お手持ちのレインコートでも構いません。交差点内では傘をささないでください。
- ・ 共有のレインコートを使用した場合は、レインコートを乾燥させた後にアルコール消毒をしてください。
- ・ 旗、タスキ、レインコート等は責任をもって次の方にお渡してください。
- ・ 動きやすい服装でお願いします。履物は運動靴が最適です。サンダル、ミュール等は危険です。
- ・ 無断駐車による苦情があります。自家用車の利用はお控えください。

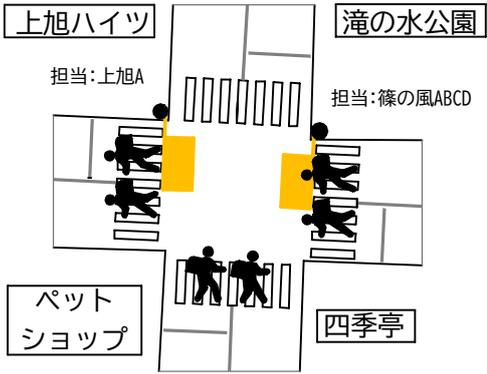
----- こんな時は担当の地域委員へご連絡ください -----

- 欠席するときの連絡先がわからない
- 次の当番さんに連絡したい
- 次年度の旗当番免除を希望する方は、3 学期 2 月までにご相談ください(免除の有無は地域毎で異なります)
- 転出時やご近所に転入された方がいらっしゃる場合

★事故等の緊急事態が発生した場合は、滝ノ水小学校（052-891-5002）までご連絡ください。

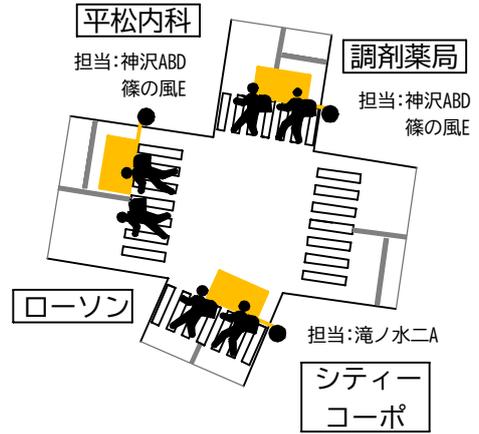
交通当番(旗当番)立ち位置

滝ノ水公園南 交差点

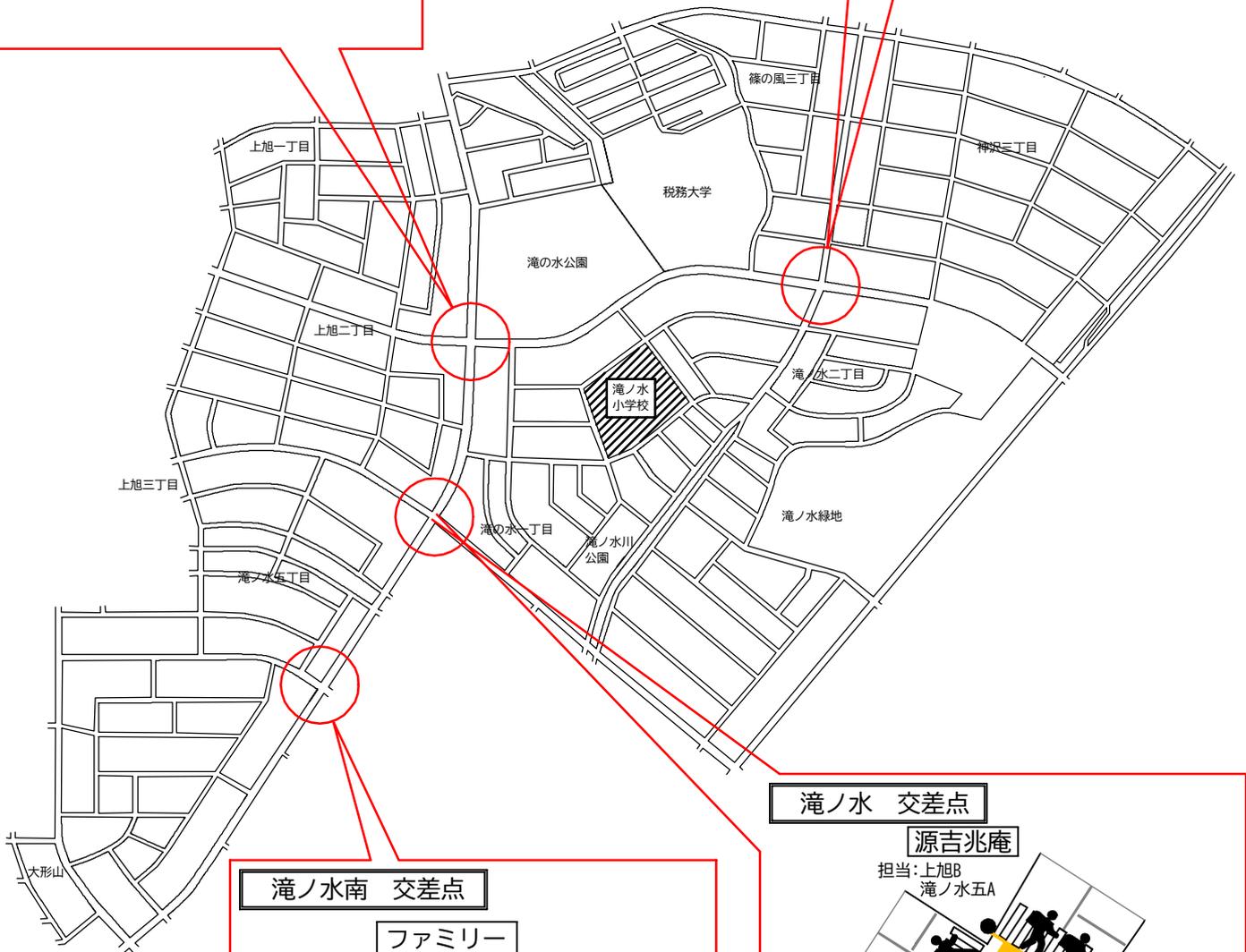


神沢三丁目 交差点

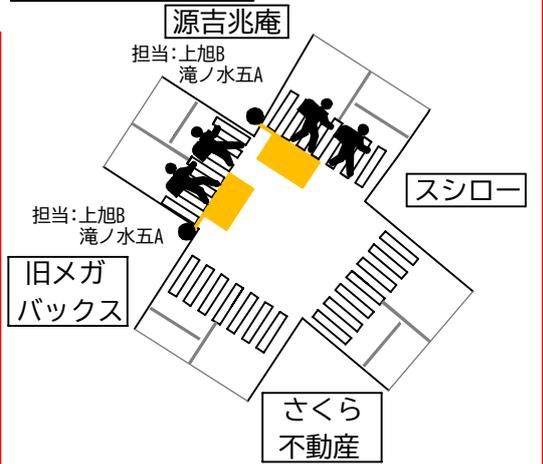
歩車分離式信号



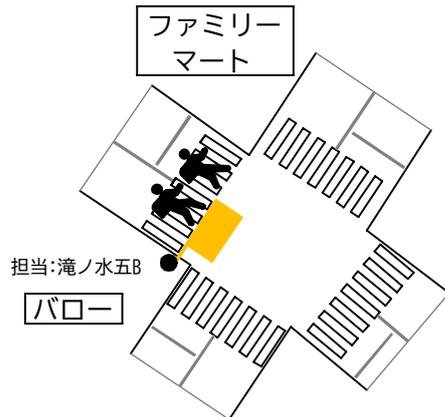
4



滝ノ水 交差点



滝ノ水南 交差点



当番
(黒丸は立ち位置)



児童
(分団)



令和5年11月吉日

滝ノ水小学校 保護者各位

交通当番（旗当番）へのご理解とご協力をお願い

名古屋市立滝ノ水小学校 PTA

会長 岸本 和真

日頃より交通当番（旗当番）へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。通学路の特に注意が必要な交差点を対象とした登校時の見守り活動を、保護者の皆さまに分担してあたっていただくことで、児童が安心・安全に通学でき、さらには児童の交通安全への意識の高まりにもつながる意義深い取り組みであると考えています。

この度、11月6日の第4回運営委員会にて旗当番はPTAの加入状況によらず「すべての世帯にご協力をお願いする」ことを確認いたしました。なお、未就学児がいて担当できる方がいない世帯や特別な理由による免除規定は従来通りといたします。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

以降は、このようなお願いに至った経緯について補足いたします。

当学区では長年にわたって登校時の見守り活動の一環として保護者による旗当番に取り組んでまいりました。児童数が減少する中で、PTAとしましても活動アンケートなどを通じて皆さまのお考えやご意見を伺いながら、安全面への配慮や過度な負担とならないような回数の見直しなど、運用方法の検討や見直しを進めてまいりました。

学区内には、地域ごとに通学路の違いや世帯数の差異など様々な事情があるため、担当する回数や免除の規定などはその地域の事情に応じた形で行われてきました。現在は、学区内の各地域から選出されたPTA地域委員が取りまとめを担当し、旗当番の円滑な実施にご尽力いただいています。

このような経緯で取り組まれてきた活動であることから、旗当番の運用方針や具体的な実施方法を定めたものではなく、特に「旗当番の担い手が誰であるか」に関して、役員（過去の役職者含む）および地域委員で確認した範囲では明確に定めたものではありませんでした。

第一義的には、分団登校する児童の世帯で旗当番にあたることを考えられ、これが当初からの暗黙の共通認識であった可能性があります。この考えに基づきまして、旗当番の運営にはPTAの組織である地域委員が担っているものの、旗当番の担い手はすべての世帯を対象に協力をお願いするものである、とすることを運営委員会で確認いたしました。

今回の確認事項は、旗当番の実質的な活動に変更をもたらすものではないと考えています。旗当番に対するお考えは皆さまそれぞれお持ちと思いますが、児童の安全に寄与する重要な活動であることは一定のご理解が得られていると考えています。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。